

地方独立行政法人法の改正について

国の独立行政法人制度改革を踏まえ、地方独立行政法人においても同様の改正が行われた。

【主な改正内容】

- ①業務方法書に「内部統制体制の整備に関する事項」を新たに記載
- ②法人の業務実績の評価者を、評価委員会から設立団体の長（知事）へ変更
- ③中期目標期間の最終年度の前年度に、中期目標期間における業務実績の見込み評価及び法人の業務継続等の検討を実施

地方独立行政法人法改正箇所（抜粋）

改正前	改正後
<p>（業務方法書）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。</p> <p>3～4（略）</p>	<p>（業務方法書）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>3（略）</p>
<p>（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）</p> <p>第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）</p> <p>第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績</p> <p>二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績</p>

<p>(中期目標に係る業務の実績に関する評価)</p> <p>第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5～6 (略)</p>
<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(中期目標の期間の終了時の検討)</p> <p>第30条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までには、当該地方独立行政法人の業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>

※ 改正後の地方独立行政法人法の規定に基づき、次のとおり地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会の権限に属させられた事項を条例で規定する予定

- ・ **法第26条第1項(中期計画)の認可**に関し、知事に意見を述べること。
- ・ **法第28条第1項の評価(各事業年度及び中期目標期間における業務実績)**に関し、知事に意見を述べること。